

発議案第8号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年3月8日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 小原享子

提案理由

安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇の改善を求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人員不足によって最も心配されるのは、医療・介護の安全性への影響です。人員不足は、一人一人の業務負担が大きくなり、集中力の低下によるミスを引き起こす恐れがあります。また、現場全体が日々の業務をこなすことに精いっぱい、資質の向上にも影響を及ぼすと考えます。

さらには、逼迫した人員体制の中では夜勤の回数を含めた業務量の増加により、離職してしまう医療・介護従事者が出る悪循環になっていきます。

この状況を解決するためには、配置基準を上げるなど働きやすい環境づくりが必要であるとともに、安定した人員確保のための賃上げが必要です。

医療の現場は逼迫しており、毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保は国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を強く求めます。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用するには保険料など負担軽減も必要です。

よって、国及び政府関係機関に対し、安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇を改善するため、次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年3月8日

岩手県北上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣